

徳島県環境保全施設整備等資金貸付制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内に工場又は事業場（以下「工場等」という。）を有する中小企業者に対し、その事業活動に伴って生ずる公害の防止施設及び廃棄物の処理施設の整備に必要な資金、公害防止のために工場等の移転に必要な資金、環境への負荷の低減に役立つ施設の整備その他環境の保全に役立つ事業（以下「環境保全事業」という。）に必要な資金及び吹付けアスベストの飛散防止対策に必要な資金を融資することにより、環境保全対策の促進を図り、もって住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(取扱金融機関)

第2条 この要綱による融資の取扱金融機関は、別表1に掲げる金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

(資金措置)

第3条 この要綱による貸付制度を運営するため、県は予算の範囲内で原資を取扱金融機関に預託するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定により預託された原資の額の2.7倍に相当する額以上の融資を行うものとする。

3 第1項の規定による原資の預託の期間は、1年の範囲内において別に締結する契約で別に定める期間とする。

4 県から取扱金融機関への預託利率は、別表2に掲げるとおりとする。

(融資の対象者)

第4条 この要綱による融資の対象者は、次の各号に該当する者とする。ただし、金融業務を営んでいない者を除く。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者
- (2) 県内に工場等を有し、原則として1年以上引続き同一事業を営んでいる者
- (3) 吹付けアスベスト除去工事等を施工するための設備整備に必要な資金の融資を受けようとする者については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に定める建設業の許可又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に定める解体工事業者の登録を受けている者
- (4) 県税を滞納していない者
- (5) 原則として、第7条第3項の規定により知事が取扱金融機関へ通知する日より前において、次条に規定する施設等の設置又は改善等の事業に着手していない者
- (6) 前5号に掲げるもののほか、融資の対象者として、不適当な事実が認められない者

(融資対象資金)

第5条 この要綱による融資の対象となる資金は、次の各号に掲げる資金とする。

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下又は悪臭を防止するための施設等の設置又は改善に必要な資金
- (2) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するものをいう。）の処理施設の設置又は改善に必要な資金
- (3) 土壌汚染対策のための施設の設置又は改善、汚染土壌の処理及び汚染水の処理に必要な資金
- (4) 公害防止施設の設置等によっては、公害を防止し難い工場等が、公害防止のためにその工場等を移転する場合の移転に必要な資金のうち知事が必要と認める資金
- (5) 公害防止用分析測定機器類の設置等に必要な資金（分析測定を主たる業務としている者に係るものを除く。）
- (6) 環境保全事業に必要な資金であって、次に掲げるもの
 - ア 特定フロン等の回収装置の設置又は購入
 - イ 環境アセスメントの実施
- (7) 吹付けアスベストの飛散防止対策に必要な資金であって、次に掲げるもの
 - ア 中小企業者の所有する工場等に使用されている吹付けアスベストの除去等の工事に必要な資金
 - イ 建設業者又は解体工事業者が、吹付けアスベストの除去工事等を施工するための設備整備に必要な資金
- (8) その他知事が特に必要と認める資金

(融資の条件)

第6条 この要綱による融資の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 融資限度 1 事業所につき5,000 万円以内
- (2) 融資期間 7 年以内
- (3) 融資利率 年 2.35パーセント以内。ただし、信用保証付の場合は 2.30パーセント以内。
- (4) 信用保証率 徳島県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の定めるところによる。
- (5) 返済方法 原則として、一時返済又は分割返済。ただし、据置期間は1 年以内とする。
- (6) 担保及び保証人 取扱金融機関又は保証協会の取り扱うところによる。

(融資の手続)

第7条 この要綱による融資を受けようとする者（以下「借入者」という。）は、取扱金融機関及び保証協会へ、それぞれが定める申込書に様式第1 号を添えて提出するものとする。

- 2 申込みを受けた取扱金融機関は、その内容を調査するとともに、様式第2 号により知事と協議の上、融資を決定するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による協議を受けたときは、その環境保全施設整備等計画の適否を審査し、その結果を様式第3 号により協議のあった取扱金融機関に通知するものとする。
- 4 生活環境部長は、前項の規定により知事が審査結果を通知したときは、その旨を様式第4 号により保証協会（信用保証付の場合に限る。）に通知するものとする。

(借入者の義務)

第8条 借入者は、借入に係る公害防止施設等が公害関係法令等に基づく許可又は届出の対象施設である場合は、あらかじめ、関係機関に定められた手続きを行うものとする。

- 2 借入者は、借入に係る事業が完了したときは、速やかに、様式第5 号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。
- 3 借入者は、借入に係る資金の用途を明らかにするとともに、融資対象資金の支払を証明する書類を整理保存するものとする。

(融資金の繰上償還)

第9条 知事は、この要綱による融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、取扱金融機関を通じて、融資した資金の全部又は一部の繰上償還を指示することができるものとする。

- (1) 融資した資金を、その目的以外に使用したとき。
 - (2) 虚偽の申請等により不正の事実が判明したとき。
 - (3) 正当な理由がなく、工事の着手が著しく遅延し、又は完了の見込みがないとき。
 - (4) 正当な理由がなく、融資対象施設の使用を中止したとき。
 - (5) 正当な理由がなく、融資対象施設を第三者に貸付又は譲渡したとき。
 - (6) 前5 号に掲げるもののほか、融資の継続が不相当と認められる事実があったとき。
- 2 取扱金融機関は、前項の規定により繰上償還の指示を受けた者に対し、速やかに償還の措置をとるものとする。

(取扱金融機関の遵守義務)

第10条 取扱金融機関は、この要綱による融資に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第5 条に定める資金以外の融資は行わないこと。
- (2) 融資に当たっては、歩積み又は両建預金を行わないこと。
- (3) 毎月10 日までに、前月末現在の融資状況を知事に報告すること。

(保証協会の遵守義務)

第11条 保証協会は、この要綱による融資に関する前月末現在の保証状況を、毎月10 日までに知事に報告しなければならない。

(融資による損失)

第12条 この融資によって生ずる一切の損失については、県は、その責めを負わない。

(監査)

第13条 取扱金融機関及び保証協会は、この資金の融資状況について県の要求があった場合には、監査を受け、又は報告書を提出しなければならない。

(協議)

第14条 この要綱の運用について疑義を生じた場合は、知事、取扱金融機関及び保証協会が協議して決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 徳島県公害防除施設整備資金貸付制度要綱（昭和43年4月19日制定）は廃止する。
- 3 廃止前の徳島県公害防除施設整備資金貸付制度要綱に基づいて融資した資金は、徳島県環境保全施設整備等資金とみなし、この要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第２条関係）

取 扱 金 融 機 関
株 式 会 社 阿 波 銀 行
株 式 会 社 四 国 銀 行
株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行
徳 島 信 用 金 庫
阿 南 信 用 金 庫
株式会社商工組合中央金庫

別表 2（第 3 条関係）

預 託 利 率	年 0 . 2 3 5 %	株式会社阿波銀行、株式会社四国銀行、 株式会社徳島大正銀行、 徳島信用金庫、阿南信用金庫
	年 0 . 2 5 %	株式会社商工組合中央金庫